

弘前市自治基本条例市民検討委員会調査概要 (「自治基本条例に関する事項(答申)」中間報告書に対する意見聴取)		
日 時	平成 25 年 11 月 11 日 (月) 16 時～17 時 18 分	
場 所	弘前市役所本庁舎 新館 5 階 入札室	
出席者 (11 人)	団体	(コミュニティ: 4 人) 弘前市町会連合会
	委員	(4 人) 佐藤淳委員、福士委員、鹿内委員、阿部委員
	担当	(3 人) 三上市民協働政策課長補佐、工藤係長、櫻庭主査
団体に対する中間報告書の内容説明		平成 25 年 10 月 10 日 (木)、一括説明 (一部個別説明)
調査概要		
<p>(※ 市民協働政策課長挨拶)</p> <p>(※ 1 趣旨説明)</p> <p>(※ 2 出席者紹介)</p> <p>1 開会</p> <p>2 意見聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弘前市には、外国人がたくさんいるが、この条例の制定に当たっては、何十年も居住している外国人も関わってもらえないのかと感じている。</li> <li>・あくまでも住民自治は、そこに住んでいる人が幸せに暮らすためのものという思いから、中間報告書の 13 頁で、市民は、市内に居住する全ての者としており、外国人については表現していないが、居住する全ての者であるため、含まれると認識している。</li> <li>・そういった外国人も恐らく税金を払っていて、払っている以上は、市民権があるわけで、意見、斬新な考え方、色々持っているので、そういうものも弘前独自の条例で捉えてもらえればいいと思った。</li> <li>・条例といえば堅苦しいものだが、そうではなくて、独自性がある温かく、そして、現在の市民参加型という素晴らしいことも踏まえて、市民が参加しやすいような、市民憲章にもあるように、あずましい、弘前に居て良かったというような、これからもやろうという気持ちが前に出るような条例になれば、大変すばらしいものだと思う。</li> <li>・外国人の問題については、町会にしてみれば、ごみや雪かき等に関して、国籍を問わず、その地域に住んでいる人たちは、ルールを守り、協力して行わなければならないという部分もあるので、住んでいる人は市民というような捉え方をしている。</li> <li>・委員会でも、条例の題名は、堅苦しくなく、あずましいまちづくり基本条例とか、分かり易いものにした方が市民の理解を得られるのではないかという議論をしたものである。</li> <li>・中間報告書の 1 頁で、コミュニティという言葉が出てきて、最後までそれで流れているが、この片仮名ではなく、もっと簡単に、地域社会とか、地縁社会という用語をなぜ使えなかったのかと思った。</li> <li>・中間報告書の 8 頁のイメージ図の市民等、議会等の「等」は、どのような意味を持っているのかという疑問が払しょくできないし、市という用語も、議会等と執行機関等を併せた表現であるが、一般的には、市町村そのものの弘前市を指すのではないかという解釈をしており、そういった用語は、この条例の柱となると思うので、いかがなものか。</li> <li>・コミュニティは、中間報告書の 13 頁で、市内に事務局を置いて云々という主体を表す用語としているが、委員会では、NPO などのテーマコミュニティと町会のような地域コミュニティの 2 種類を併せて、コミュニティという団体を指す言葉としたものである。</li> <li>・イメージ図の「等」について、行政を表す用語は、色々使われており、先ほどのご意見のような使い方もあるが、地方自治法の表現なども踏まえながら、表現したものである。</li> </ul>		

- ・コミュニティについては、代わりになる日本語があるとすごくいいとは思いますが、中々合致するようなものがないという現状で、コミュニティという言葉が一般的に使われているところである。
- ・最近、片仮名が街中にあふれているというときに、コミュニティという言葉限定して使うということは、その中に込められた意味があるはずだと思い、自分自身が理解するまで、相当な努力が必要である。
- ・これからのまちづくりは、市や議会、市民個人個人でやるものではないし、大事なことは、町会やNPOといった組織の人たちも積極的にまちづくりに加わることで、そうしてもらいたいという思いを込めて主体の1つとして入れているが、その表現が片仮名であることについては、我々ももう少し勉強したい。
- ・この条例の最高規範性、まちづくりの1番の基になるという考えについては、まちづくりの基本条例に則り、他に派生してくる条例を作るという位置付けなのか、あるいは、子どものいじめ防止条例のような1つの条例と並列的な条例として、参考にしたり、基本にしたりすればいいのか、その辺はどうなのか。
- ・中間報告書の9頁の解説のとおり、一般的には、最高規範などといわれているが、当市では、効力的に優越関係とするのではなく、他の条例や計画を作るときに、精神的にどうか理念を参考に、常に尊重して、自治基本条例の理念をほかのものに浸透させていくという考え方である。
- ・尊重していくとすれば、拘束性というか、今後市民に徹底させていくのか、それとも、基本条例を参考にやっていくのか、その辺の共通理解はどうなっているのか。
- ・法律では、憲法が1番上にあって、その他の法律が下にぶら下がる形になっているが、条例の場合は、そのような体系とすることができず、最高規範ではないが、例えば、自治基本条例で協働してまちづくりを進めるとした場合には、他の条例をつくるときには、その協働の精神で作っていかねばならないものになると思う。
- ・条例の1つであって、あくまでもまちづくりをするときは、この条例をよく読んでやっていこうというもので、これが最高規範になるわけではないということか。
- ・最高規範になるわけではなく、自治基本条例に基づいて、その精神を理解して、他の条例や計画が作られなければいけないという形でいいと思う。
- ・今回の各団体からの意見聴取は、効率的で非常にいいことだが、まちづくりにおいては、市民主体で、市民の理解がないといけないというのは当然であって、協働という言葉が出てきているということを考えれば、数多くの市民からの意見を聞く、市民との直接対話というものが、非常に大事なことだと思う。
- ・委員会の委員も市民の皆さんから意見を聞いて、より良い条例を作ろうとしている。
- ・この条例の制定において、市民の意見を聞くという部分では、中間報告書を市内の公共施設に配置し、広く意見募集をしており、それと並行して、今回のような対面式の意見聴取をしているが、意見等への対応について、中間報告書の30頁では、事実関係を調査し、誠実に対応するという精神を盛り込んでいるので、条例制定後は、より一層その点に配慮することになると思う。
- ・今回、町会連合会から4人來ているが、各地区のうち、町会をピックアップして選定し、町会長がその町会内の意見を聞いて、その後代表して発言していただくという方が、非常に手間は掛かるけども、市民の理解を得られるし、幅広く効率的に意見を聞けると思う。
- ・自治やまちづくりは、非常に手間の掛かる作業の積み重ねで出来ているので、日程等の問題はあるが、そういう風なことをしなければいけないと思っており、今の意見は、非常に貴重な意見だと思う。
- ・今回、この形式で意見聴取を実施した理由の1つに、それぞれの主体の方からも、その

主体の立場としての意見を聞くという委員会の思いがあったためであるが、広く意見を聞くことは、非常に大事な部分であるため、今後の参考としたい。

- ・条例は作って終わりではないので、作った後においても、その条例がどういったものなのかということをも市民の皆さんに対して、色んな形で説明する場を作らなければいけないということは、委員も思っているし、市でも思っている。
- ・市民が豊かになるための条例なので、当市の魅力である学園都市というものを打ち出すとともに、弘前市は、何度かの合併を経ていて、それぞれの土地で経験してきているものがあり、人間関係やものの考え方が多少違うといったこともあるので、条例では定められないと思うが、その辺も考慮せざるを得ないという感じもする。
- ・町会は、連合会組織での動きが主で、現在は、その意見も聞いているので、今後もその意見を反映しながら、住みよい豊かなまちづくりが実現できればいいが、それには、この条例が必要で、古いものだけではなく、新しいものとミックスした考えも必要だと思う。
- ・現在は、民主主義を超え、個人主義になっていて、町会長は、ボランティア、社会貢献活動をしているだけで、そういう活動をする人が少ないという現状であり、いかにそれを条例の中でやっていくかということが求められている感じがするので、それを含めてもらえれば浸透できると思う。
- ・学都の件は、委員会でも議論があり、大学生がたくさんいるまちということで主体として学生を位置付けたが、その点については、恐らく全国の条例で初めてではないかと思う。
- ・自分のことだけではなくて、地域の人や周りのことを考えてといった件について、委員会としては、この条例を作ることによって、地域のことを考えるような市民の皆さんが増えていってもらいたいという思いである。
- ・人間関係等々については、中間報告書 18 頁で、まずは市民の方がまちづくりにおいて、最初にかかわっていくものは、町会、コミュニティであるとして、それによって人と人がつながってまちづくりに参加しやすくなるのではないかという意味でも、町会は、今後も残していくべきであるという方針で盛り込んである。
- ・自分の経験上、痛切に感じるのは、ひとつづくりであるが、中間報告書では出てこないで、前文において、私たちの弘前は、ひとつづくりが基本であって、文化も含めて、次の担い手であるひとつづくりをどの組織でも、どこにおいても、みんなでこころしてやっといこうということを入れることができないのか。
- ・恐らく、ひとつづくりのニュアンスは、まちづくりに担い手を育成するという文章に含まれると思う。
- ・担い手という言葉が出ているとしても、やはりひとつづくりに帰着する（最終的に落ち着く）のではないかと思う。
- ・主体の役割等という項目で、市民の役割等、学生の役割と続くが、それらの見出しは、市民、学生と簡単にしてもわかるのではないかと思うので、その辺も検討して欲しい。
- ・ひとつづくりの件は、今後の議論の中に反映させていきたいと思うが、見出しの件は、条例を作る際のルールのようなものがあって、中々できない部分もあると思う。
- ・現在のものは、中間報告書であって、委員会の思いを記載したものであるが、条例化に当たっては、この表現を基に行うものであり、そのルールと分かりやすさの兼ね合いを見るとともに、今の意見を参考にしながら進めたいと思う。
- ・中間報告書には、学生や市外の方々というのがあって、確かに大事なことだと思うが、まちづくりは、古いものと新しいものをミックスした中で、意見を述べ合うのが大事なので、市民により比重を置いて、条例の理解と同時に、協力と協働とやる気を呼び起こし、どれだけそういう人を増やすかが非常に大きな問題だと思う。
- ・条例は、作って終わりではなく、理解して、この条例の趣旨に基づいて行動してくれる

市民をどれだけ増やしていくかということが大きなポイントなので、条例制定後、市長以下、職員が、皆さん、地域の方と一緒にどうやっていくかだと思う。

- ・町会は、行政の下請けではなく、主体性を持ってやる組織であるので、地方分権が加速し、市民、議会、行政と一緒に取り組まなければならない時代においては、素晴らしい条例制定だと思うが、この条例は、住んでいる市民が主体で、市民にとって温かみのある条例でなければならないので、皆さんにご努力願って、市民参加型のこういった条例をより良いものにして欲しい。
- ・町会の役割は、市から言われたことをやったりするだけでなく、町会が中心となって地域のことを解決していくことも重要な役割であって、そのために、市として町会を支援しなければいけない部分もあるということは、委員会でも議論したが、町会の活動を活発化するために、この条例に盛り込みたいことなどはないか。
- ・地区町会連合会では、毎月、定期的に集まっているが、エリア担当職員も来て接触の機会も多く、情報を常に提供して、地域からの情報も良く聞いていくことから、行政の理解にもつながるし、時には、協力にも繋がっていき、その辺が地域に繋がった市民のための行政ということに繋がっていくので、エリア担当職員を増やしてもいいと思う。
- ・町会の皆さんは高齢化し、労働力が少なくなっているなので、若い人が入り活性化するまでは、市の職員がエリア担当制度のようなものでサポートすることは、すごく大事だと思うので、市長が変わっても継続されるよう、職員は、もっと地域に出るべきといった内容は、この条例の中に盛り込まなければならないと個人的には思っている。
- ・町会の1番の悩みは、加入しない人がいるということで、弘前の場合は、市民そのものが豊かだからかもしれないが、ニセコ町で10年前に条例を制定したのは、地方分権になるから条例を作れというのか、それとも、みんなで豊かにしましょうと作ったのか、どういう風な条件のもとに発想したのか。
- ・ニセコ町の場合、市民の中から、役所だけがまちづくりをするのではなくて、市民も、それから町会やNPOも一緒になってまちづくりをしないといけないという思いが出て、作られたと認識している。
- ・上からではなく、下からやるとなることが浸透していく1つの要因で、ニセコ町は非常にいいまちづくりが進んでいると思うので、当市の学都の件で言えば、学生は、地元以外から来ている人も多く、本当の文化が分からないと思うことから、そういうことも覚えるということも非常に大切であると思う。
- ・町会の加入率の問題は、委員会でも認識しており、加入しなければ罰則を与えるのは本末転倒で、町会に入ろうと思えるように、入りたいと思う市民を増やしていくために、色んなことを取り組んでいかなければいけないとしたところである。
- ・町会の加入率について、弘前市の場合はわからないが、行政職員の加入率が低い自治体もあって、とても考えさせられる問題であるが、いかにしたら加入してくれるのか、現在は、何も拘束したものが無いので、町会の加入に関する条例を行政にお願いできないものかと思っている。
- ・町会の加入、脱会については、地域として考える問題だと思うが、行政としてできるとすれば、加入者への優遇であると思う。
- ・条例にいいことを書いても、実際に町会に加入してくれる人が少なくて、町会の活動が活性化しなければ、全く意味が無いので、その辺は、行政の担当部署で1番やらなければならない部分だと思う。

(出席委員の感想等 省略)

### 3 閉会